

加須市ペット同行避難 ガイドライン



令和7年3月



加須市ペット同行避難ガイドライン

目 次

I はじめに

趣旨（自助・共助・公助等）

1 加須市における災害時のペット対応の考え方	2
2 同行避難とは	2
3 本ガイドラインにおける「ペット」について	3
4 災害時の飼い主とペットの避難フローチャート	4

II ペットの飼い主 編

1 平常時の備え	
（1）飼い主の明示	5
（2）ペットの避難用品、備蓄品	5
（3）ペットのしつけと健康管理	7
（4）情報収集	8
（5）防災対策	9
2 災害時の対応	
（1）飼い主の安全確保	10
（2）避難先・避難方法の判断	10
（3）ペットとの同行避難	11

III 避難場所施設管理者・運営者 編

1 平常時の備え	
（1）ペット飼養スペースの選定	13
（2）飼育管理基本ルール作成	14
（3）市民への周知	15
（4）ペット同行避難訓練の実施	15
2 災害時の対応	
（1）ペット入所受付	16
（2）基本ルール順守の説明	16

【 資料 編 】

- 1 同行避難動物登録票（別紙 1）

I はじめに

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や、令和元年 10 月に発生した東日本台風での大規模水害など、近年大規模災害が頻繁に発生するようになってきています。

大規模災害時において、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となり、命を落したり、避難場所でペットを受入れてもらえないために、飼い主が、壊れた自宅で避難を続けた末に、二次的な被害にあってしまった事例等が報告されています。災害時には、何よりも人命が優先されますが、近年では、ペットは家族の一員であるという意識が一般的となっており、飼い主である被災者の心をケアするという観点からも災害時にペットと同行避難することが必要であると考えられています。

そこで加須市では、ペット受入れ施設を確保し、ペットと一緒に避難できるような仕組み作りに取り組んでいます。

しかしながら、実際に大規模災害が発生した際には、行政自体の機能が麻痺してしまう可能性があり、市が取り組む「公助」だけでなく、飼い主自ら災害に備える「自助」、地域やグループで取り組む「共助」を充実させていくことが重要であるとの認識が高まっています。

このガイドラインでは、ペットの飼い主の方向けに、ペットに関する備蓄品やしつけなど、平時から備えておいていただきたいことや、災害時にとるべき行動などをお示しするとともに、避難場所を運営する側として、ペットと同行した避難者を円滑に受入れること、またそのための手順等をご説明します。

1 加須市における災害時のペット対応の考え方

令和7年3月改訂「加須市地域防災計画」では、避難場所におけるペットの適正な飼育について、次のように定められています。

1 避難場所における動物の適正な飼育

飼い主とともに避難したペットの飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難場所での飼育動物の対策は以下の考え方に基づき、各避難場所に対応するよう周知する。

- ① 同行避難をした場合は、避難者名簿に飼育動物の名前や特徴等(犬については、犬鑑札・狂犬病予防注射済票の番号等)を記入する。
- ② 避難場所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- ③ フード、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- ④ 身体障害者補助犬法に規定する身体障害者補助犬(盲導犬介助犬及び聴導犬)の同伴を周知する。
- ⑤ 危険動物(動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物)は、避難場所への同伴はできない。
- ⑥ 飼育場所は居住スペースとは別とする。
- ⑦ 飼育場所の管理運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従う。

＜本市の避難場所における基本的なルール＞

- ・ペットは、ケージに入れなければ原則として受入れられません。
- ・ペットの飼育管理は、飼い主が責任を持って行わなければなりません。

2 同行避難とは

- ・同「行」避難とは…避難場所などの安全な場所まで飼い主がペットと一緒に避難する行動を意味します。避難場所で飼い主がペットを同じ部屋で飼養することを意味するものではありません。

※ 本市では、地域防災計画上、同行避難を想定しています。今後、同室避難についても検討していきます。

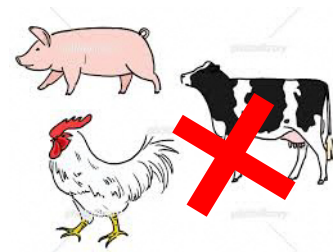
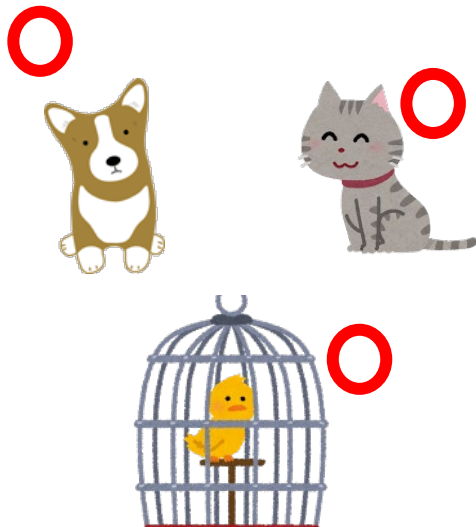
3 本ガイドラインにおける「ペット」について

本ガイドラインにおける「ペット」とは、家庭で飼育している動物のうち、犬・猫・小鳥などの「小型のほ乳類および鳥類」を指すものとします。家畜として飼育されている動物、動物販売業者が販売用として飼育している動物、特定動物(※)や特定外来生物およびこれらに類する動物は含まないこととしています。

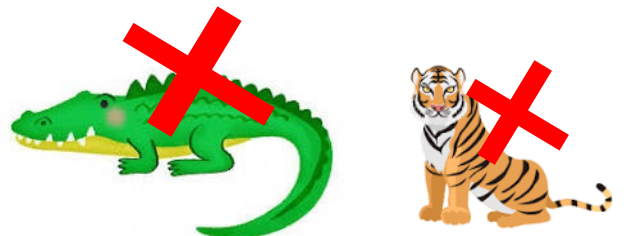
※特定動物とは…動物愛護及び管理に関する法律第25条の2に基づき、人の生命、身体又は財産に危害を加える動物として定められている動物

環境省：特定動物リスト（例：トラ、クマ、ワニ、マムシ）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/sp-list.html >

※ 避難場所で受け入れ可能なペットとは…

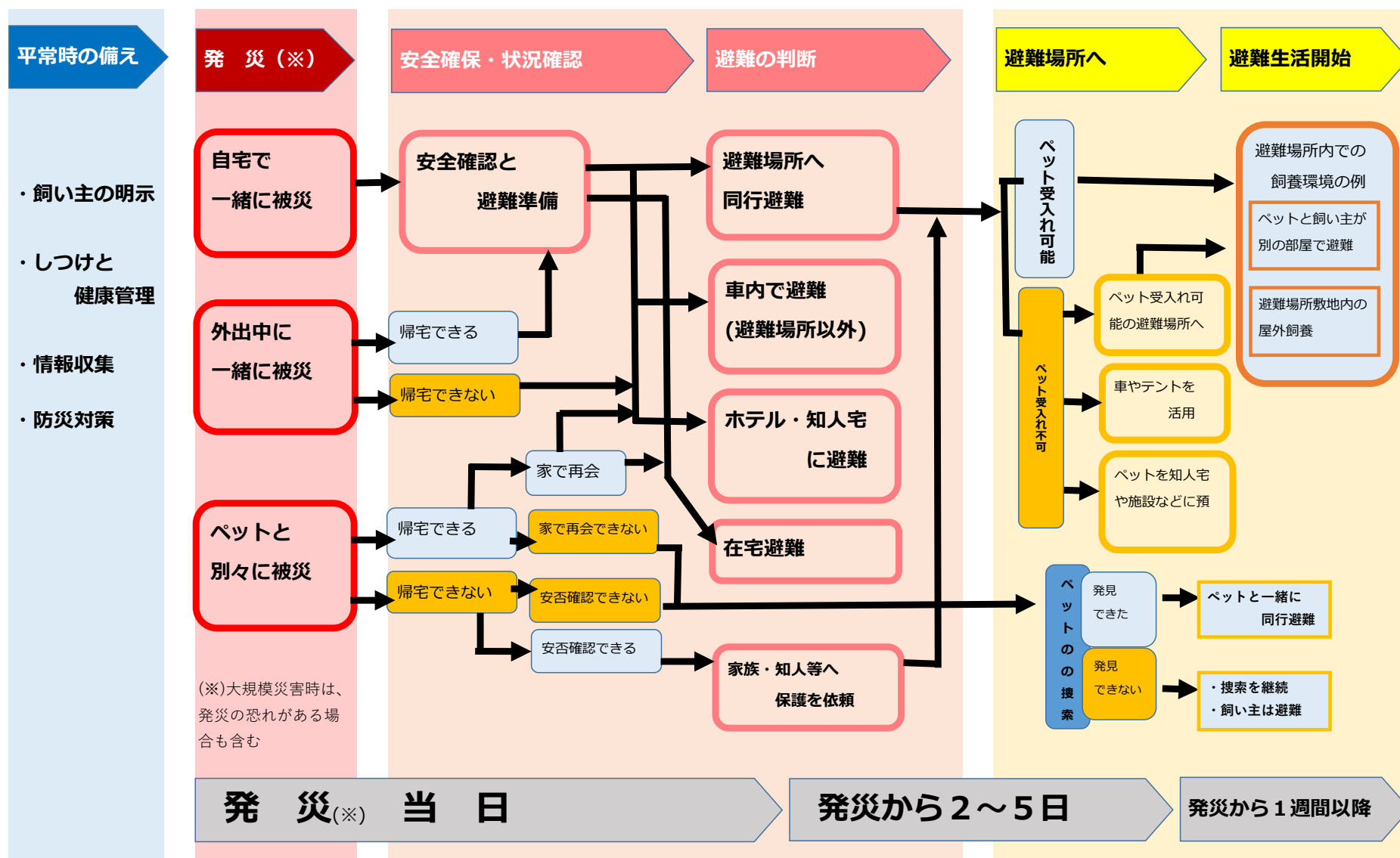


家畜として飼育されている動物



特 定 動 物

4 災害時の飼い主とペットの避難フローチャート



Ⅱ ペットの飼い主 編



1 平常時の備え

(1) 飼い主の明示

日頃から、ペットが逃げ出さないように十分な対策を講じておくことが前提ですが、災害時の混乱の中にあっては、ペットと離れ離れになってしまうことも十分に想定されます。迷子になってしまったペットを探すときや、ペットが保護された時、必要となるのが飼い主を識別できる情報です。大切なペットのために飼い主の明示をしておきましょう。

〈飼い主の明示の例〉

犬…首輪、鑑札、狂犬病予防注射票、迷子札（飼い主の氏名、連絡先）

マイクロチップなど

猫…マイクロチップ、首輪、迷子札

その他…足環、耳輪、マイクロチップなど



(2) ペットの避難用品・備蓄品

① ペットの避難用品

避難場所等には、ペットに必要な物品は備蓄されておらず、飼い主が普段から準備しておく必要があります。

〈避難用品の例〉

犬…首輪とリード、ケージ（屋根や扉のついたもの）、

犬用靴下やバンテージ

猫…キャリーバッグ、ケージ



豆知識1 キャリーバッグはなぜ必要か



地震によるがれき、大雨や突風などの危険を伴う中で安全に避難するためには、ペットを保護できるキャリーバッグが必要です。避難場所でペットたちが過ごす場所としても活用できます。普段から部屋の中に置いておき、おやつやペットのにおいのついたタオル等を使いながら、ペットをキャリーバッグに慣らすトレーニングをしておくといざというときに役に立ちます。

②ペットの備蓄品

i) 優先順位1 健康や命に係わるもの

- ・ペットフード・水



ペット飼育に必要なものは、基本的には飼い主が用意しておくべきものです。少なくとも5日分以上(できれば7日分以上)を準備しておきましょう。



豆知識2 どのくらいのフードと水が必要か



【犬の場合】

※6歳で体重6kgの場合→1日に必要なカロリーー400kcal

1日に必要な水の量 300ml

備蓄量の目安：1日あたり 120g/頭＝1週間で840g必要

1日あたり 300ml/頭＝1週間で2.1ℓ必要

【猫の場合】

※5歳で体重4kgの場合→1日に必要なカロリーー228kcal

1日に必要な水の量 300ml

備蓄量の目安：1日あたり 60g/頭＝1週間で420g必要

1日あたり 300ml/頭＝1週間で2.1ℓ必要

※参照：小動物の臨床心理学 ペットフードラボ

・療養食、薬

支援で届くフードは一般的な種類のものに限られます。特別なフードや療養食、お薬が必要なペットには、準備しておくようにしましょう。

・ペットシーツ、トイレ用品

排泄物の処理が適切に行われないとトラブルになることがあります。猫の場合は、使い慣れた猫砂やトイレになる容器も用意しておくといいでしょう。

・その他

避難生活は、ペットもストレスがかかります。その中でペットにとって何が必要かを想定し、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。

ii) 優先順位2 ペットや飼い主の情報

避難先でペットを預ける場合、また、はぐれてしまったペットを探す場合に備え、ペットに係る情報を事前にまとめておきましょう。

- ・飼い主の連絡先および緊急連絡先となる飼い主以外の連絡先

- ・ペットの写真
- ・ワクチンの接種歴、既往症、投薬中の薬、かかりつけ動物病院の情報

iii) 優先順位3 ペット用品

避難生活が長期になると、ペットの日常管理の他に、ケージの故障など様々な状況にも工夫して対応できるよう次のようなものを準備しておきましょう。

- ・タオル、ブラシ
- ・ウエットタオル、清浄綿（目や耳の掃除などに）
- ・ビニール袋、洗濯ネット（猫の保護や保定に）
- ・ガムテープやマジック



これらは、人の備蓄品と共通するものも多いため、家族とペットの分も合わせて持ち出せる量を準備しておきましょう。



知識3 感染予防のための備蓄

新型コロナなどに代表される感染対策は、避難生活においても常に意識する必要があります。災害用備蓄品として、マスクや使い捨ての手袋、消毒液なども準備しておくことで安心です。

人とペットの間では、同じ細菌やウイルスなどを原因として発症する感染症もありますので、避難場所でペットのお世話をする際には、過度な接触を避けて、お世話をした後は必ず手を洗うなど感染症予防に気をつけましょう。

(3) ペットのしつけと健康管理

飼い主とペットがすみやかに避難し、避難先でトラブルなく生活するためには、備蓄などのモノの準備のほかに、平常時からペットのしつけや健康管理も大切です。

① しつけ

i) 嫌がらずにキャリーバックに入ることができる。

避難場所では、ケージ等に入る時間が多くなります。そのため、キャリーバック等に入ることをストレスに感じるこないように日頃から慣らしておきましょう。

ii) 他の人や動物を怖がらない。攻撃的にならない。

動物のストレスを軽減することができ、無駄吠えも抑えられます。

iii) (犬の場合)「待て」「おいで」「お座り」などができる。

避難場所には、多くの方がいます。その中で飼い主のことを聞けることが大切となってきます。

iv) 決められた場所で排泄ができるようにする。

排泄に伴う、臭いなどはトラブルになることがありますので、決められた場所で排泄できることが大切です。

② 健康管理

i) ノミ、ダニ、フィラリアなど寄生虫の予防をしている。

感染症の蔓延を防止するために、日頃から健康管理が大切です。



ii) 不妊・去勢措置を行っている。

発情期の鳴き声等を防止したり、万が一逃走してしまった際に望まぬ妊娠を防止するために大切です。

iii) (犬の場合) 狂犬病予防注射を接種している。

法律に基づく犬の飼い主の義務です。毎年必ず接種しましょう。

(4) 情報収集

安全に避難するため、トラブルなく避難生活を送るため、事前にしっかりと情報収集しておきましょう。

① 避難場所・避難先の確認

市が作成したハザードマップには、何処へ避難すればいいのかが記載されています。災害の種類（地震であるか、大規模水害であるか）によっても避難する場所が変わりますので、事前にしっかり把握しておきましょう。

② ペット受入れ体制の確認

避難場所となる施設は学校やコミュニティセンター、文化学習センターなど様々であり、すべての避難場所でペットの受け入れができるとは限りません。①で情報共有した避難先について、「ペットの受入れ体制があるか」についてもハザードマップに一覧が記載されていますので、しっかり確認しておきましょう。

③ 危険箇所の確認

①と②を確認したら、実際に避難先まで行ってみるのも良い取り組みです。

・時間はどのくらいかかるか

・ルート上に避難に危険な場所(※)はないか

などを確認し、避難場所まで複数ルート候補を確認しておく、より安

全な避難につながります。

〈※危険な場所の例〉

- ・ビルなどの窓ガラスの多い建物、大きな看板など倒れやすい構造物
- ・冠水しやすい場所、水かさが増しやすい河川等に係る橋

(5) 防災対策

発災後まずは、飼い主自身が無事であることが大前提です。また、発災時に飼い主が自宅にいるとは限らず、家にはペットのみという状況もあります。飼い主自身とペットの安全確保のために一般的な防災対策も進めましょう。

① 家具やケージの固定など

家の中での事故を未然に防ぐため、家具を天井に固定し、ケージには転倒防止のマットや、ストッパーを装着するなどして固定するようにしましょう。

② 飼育場所の安全確認

屋外で犬を飼っている場合は、その場所が危険な箇所から離れているか、また浸水の可能性の有無などを考えておきましょう。

③ 防災訓練への参加

避難場所や避難ルートの検討ができれば、ぜひ防災訓練への参加を検討してみてください。本市では、各自治協力団体が主体となり「〇〇地区自主防災訓練」や、市が主催する防災訓練を実施しています。

地区防災訓練では、ペットとの同行避難訓練も実施していますので、お住まいの地域で実施される場合は、ぜひ参加してみてください。

2 災害時の対応



(1) 飼い主の安全確保

災害時には、まずは飼い主自身の身の安全を確保してください。

(2) 避難先・避難方法の判断

まず、自宅や地域の被害状況の把握、家族やペットの状況を確認し、避難方法を判断します。



豆知識4 避難先の判断について

被害状況等により、避難場所への同行避難が困難な場合がある可能性があります。そのため在宅避難、車中での飼養、一時預け先での飼育などについても検討してください。

① 避難場所にペットと同行避難する場合

避難者の中には、動物の苦手な人やアレルギーのある人もいます。避難の前に次のことをもう一度確認しましょう。

- i) 鑑札や迷子札などをつけた首輪を装着する
- ii) ケージやキャリーバックに入れてつれていく
- iii) ペット用の物資を持つ

② 避難場所にペットと同行避難しない場合

避難場所へ同行避難しない場合には、次のような対応が想定されます。

- i) 一時預け先での避難…ペットがなれている預け先や、災害時に預かってもらえる親戚、知人など
- ii) 在宅避難
- iii) 車中避難…ペットの健康を損なう恐れがあるため、車内の温度や湿度を確認し、熱中症などに十分な注意が必要です。

(3) ペットとの同行避難

ペット同行避難を受入れている避難場所へ避難した場合を想定した流れについて説明します。



① ペットの入所手続き



- i) 避難場所では、避難者の状況を把握するための「受付」を行います。その際、同行しているペットがいることを受付にて報告してください。
- ii) 避難場所ごとに設定されている「ペット避難スペース」へ ペットを移動します。
- iii) 「ペット避難スペース」へ移動したら、飼い主とペットの情報を「同行避難動物登録票（別紙1）」に記入します。



豆知識5 ペットの写真について

多くの飼い主とペットが集まる中でも各々識別できるよう、ペットの写真も準備しておくといいでしょう。避難時用に用意するペットの写真は、

- ・個体の全体像や毛色、模様などの特徴がわかるもの
 - ・飼い主と一緒に写っているもの
- など、他の人が判別しやすいようにしておくとい良いでしょう。

※避難場所でペットの受け入れを断られてしまう事例

- ・ケージ（キャリーバッグなど）やリードを用意していない。
ペットを個体ごとに飼養管理できないため、ペットが入るケージなどを
持っていないと受入れてもらえないことがあります。
- ・（犬の場合）狂犬病の予防注射を接種させていない
犬の登録と、飼い主に毎年狂犬病予防注射の接種をさせることは、狂
犬病予防法に定められた飼い主の義務です。
- ・ワクチン接種（狂犬病以外）や寄生虫の予防などをしていない
複数のペットと同じスペースで飼育するため、ペット同士での感染症
についても予防をしっかりとっておきましょう。

② ペット避難スペースでの飼育管理

避難場所には、多くの方が避難しており、動物の苦手な方、アレルギーをお持ちの方などもあります。避難場所等における次に示すような飼養ルールをしっかりと守って、他人への配慮を忘れないようにしましょう。

i) 避難場所全体のルール

- ・ペットは飼い主が責任を持って世話をすること
- ・ペットの飼養に必要な物品は、飼い主が準備し、管理すること
- ・ペットは指定された場所で飼養し、居住場所に入れないこと
- ・避難所運営本部に指示に従うこと

ii) 飼養スペースのルール

- ・建物の壁や床を汚さないように気をつけること
- ・フードの時間を決めておき、終わったら片付けること
- ・夜間はペットとのふれあいを控えること
- ・定期的に清掃を行い、においの発生防止に努めること
- ・犬の散歩で発生した排泄物は確実に片付けること

③ 飼い主の会の立ち上げ

避難生活が長くなった場合、避難をしながら自宅を片づけたり、避難場所から仕事に出勤するなど、少しずつ元の生活に戻るための時間が増えてきます。そのような不慣れな環境の中で飼い主だけでペットのお世話を続けていくことは簡単なことではありません。

そこで、避難場所の飼い主同士が集まって、ともに助け合える場を作ることが勧められています。このような集まりをここでは「飼い主の会」と呼んでいます。

i) 飼い主の会で行うこと

・飼養管理ルール（詳細）の設定

避難場所における基本的なルールは、「Ⅲ 1（2）飼育管理基本ルールの作成」に記載してあるとおり、すべての避難場所に共通なルールがあります。

避難生活が長期化した場合には、飼い主の会が中心となり、避難場所の状況や管理されている動物の種類などを考慮し、避難場所にあった詳細なルール（※）を設定すると良いでしょう。

※詳細なルールの例

- ・フード関連について（時間の指定、場所の指定、ゴミの廃棄方法など）
- ・犬の散歩（時間の指定、場所の指定）
- ・排泄場所について（場所の指定（屋外）、回収した排泄物の捨て方）
- ・清掃について（清掃の時間、回数、当番制の設定）

Ⅲ 避難場所施設管理者・運営者 編

1 平常時の備え

(1) ペット飼養スペースの選定

避難場所のどの部分を動物の飼養場所として利用するか、あらかじめ選定しておきます。

① 飼養スペース選定のポイント

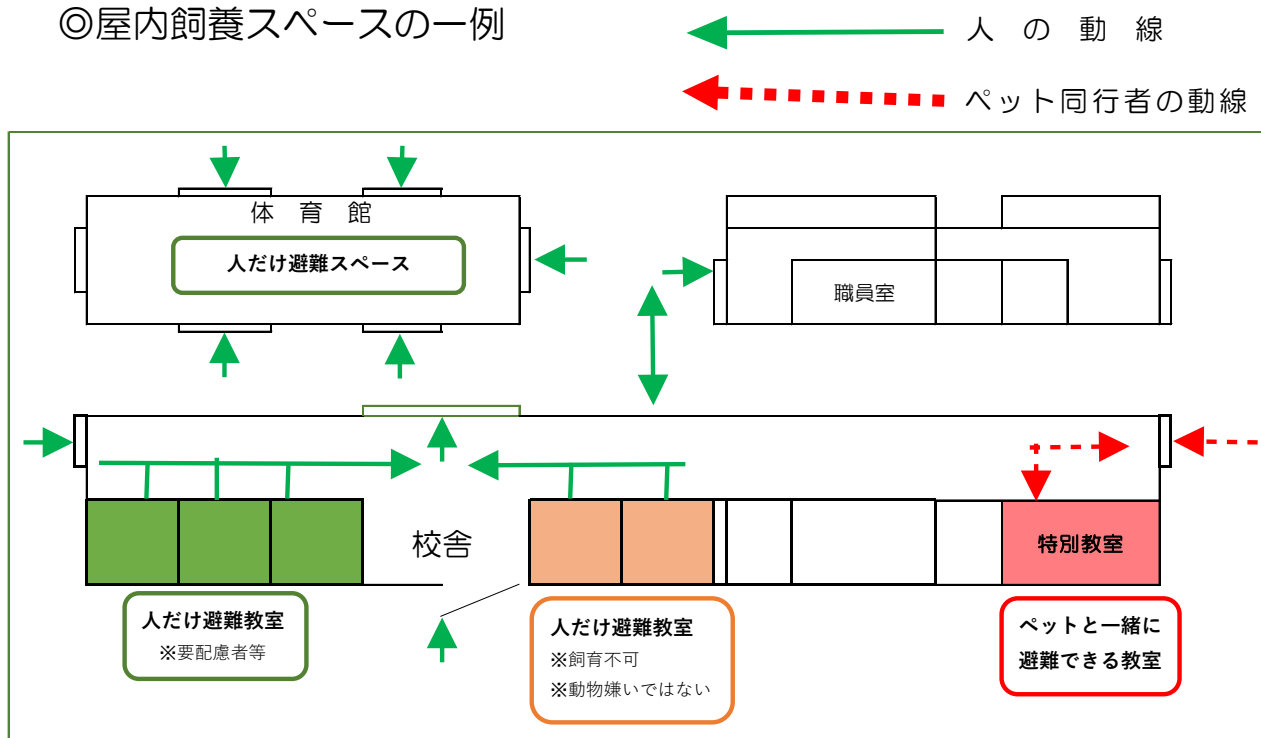
i) 屋内・屋外共通事項

- ・避難場所運営の妨げとならない
- ・清掃しやすい
- ・動物種ごとに飼育場所を分けられる

ii) 屋内の場合

- ・ペットを飼養していない方とできる限り交わらない
- ・人の居住場所に鳴き声やにおい等が届きにくい

◎屋内飼養スペースの一例



iii) 屋外の場合

- ペットを係留できるフェンスや柱がある
- 雨や直射日光をしのぐことができる
- 部外者の立入制限等をかけやすい

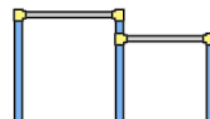
※屋外飼養スペースの例

- 倉庫…ペットの飼養に利用できます。係留できないペットの飼育スペースとして有効な場合があります。



- サッカーゴール…横に倒して安定させ、ブルーシート等で被うことで雨を防いでケージ等を置くスペースとして利用できます。

- 鉄棒…犬を一時的に係留するのに都合がよい器具です。犬の係留場所として使用する際は、犬同士の間隔をとって係留しましょう。



- ジャングルジム…犬の係留場所として使えます。ブルーシート等を屋根代わりに被せれば、ペットの管理場所としても使用できます。



(2) 飼養管理基本ルールの作成

ペットの同行避難が可能な避難場所は、次のような基本ルールを定め、ペットと同行避難してきた飼い主へ情報共有しましょう。

①避難場所全体のルール

- ペットは飼い主が責任を持って世話をすること
- ペットの飼養に必要な物品は、飼い主が準備し、管理すること
- ペットは指定された場所で飼養し、居住場所に入れないこと
- 避難場所運営本部に指示に従うこと

②飼養スペースのルール

- 建物の壁や床を汚さないように気をつけること
- フードの時間を決めておき、終わったら片付けること
- 夜間はペットとのふれあいを控えること
- 定期的に清掃を行い、においの発生防止に努めること

- ・犬の散歩で発生した排泄物は確実に片付けること

さらに詳細なルールについては…

Ⅱ ペットの飼い主編

2 災害時の対応

(3) ペットとの同行避難 – ③ 飼い主の会の立ち上げ

に記述してあるとおり、飼い主の会を立ち上げてもらい、避難所の状況に応じたルール作りをおすすめしています。

(3) 市民への周知

避難場所におけるペット飼養スペースや、避難場所での基本ルール及び避難場所ごとの詳細ルールについて、地域住民へ周知しましょう。飼い主が平時に避難情報を入手できるようにしておけば、発災後の混乱の軽減につながります。

(4) ペット同行避難訓練の実施

地区防災訓練等の実施の際には、ペットの同行避難訓練も実施しましょう。

i) 類似体験の実施

まずは、飼い主がペットとともに避難する想定で、類似体験を行いましょう。このような類似体験を行うことで、同行避難の周知にもつながります。

- ・キャリーケースの中に10kgほどの重りなどを入れ、ペットの代わりにそれを運びながら避難する体験
- ・受付体験、ペット避難スペースでの管理体験なども行う。

ii) 実際にペットを同行しての訓練の実施

- ・実際にペットを連れて訓練に参加しましょう
- ・避難してくるところから、受付、ペット避難スペースへの移動等を実施しておきましょう。

実際にキャリーケースやペット用品を持ちながら移動することが意外と大変なことに気が付くかもしれません。飼い主さんに事前に体験してもらうことで、飼い主さんの今後の備えについての意識啓発にもつながります。

2 災害時の対応

(1) ペットの入所受付

- ① 避難場所では、避難者の状況を把握するための「受付」を行います。ペット同行避難者用の受付窓口を設置した方が混乱を避けることができます。
- ② 避難場所ごとに設定されている「ペット避難スペース」へ誘導・案内します。
- ③ 「ペット避難スペース」へ移動したら、飼い主とペットの情報を「同行避難動物登録票（別紙1）」に記入してもらい、飼い主とペットについてより詳細に把握し、管理しておくようにしましょう。

(2) 飼育管理基本ルール順守の説明

「ペット避難スペース」へ移動したあと、「飼育管理の基本ルール」について飼い主に説明します。この際、チラシなどを配付し、常に飼い主さんが確認できるようにしましょう。

資料編

同行避難動物登録票

入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

飼い主	氏名	フリガナ	
		漢字	
	避難前住所		
	電話		
動物	動物種		
	名前		
	性別		
	年齢		
	特徴(毛色等)		
	個体識別番号 (マイクロチップ)		
	犬の登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】	有・無
		【狂犬病予防注射】	済・未
特記事項			



本ガイドラインに関するお問合せ

加須市役所環境安全部環境政策課

0480-62-1111